飼料作物及びWCS用稲等の基準単収の設定について

令和6年9月19日 埼玉県農業再生協議会

この度、令和6年4月1日付けで国の経営所得安定対策等実施要綱が一部 改正され、飼料作物及びWCS用稲等(以下、飼料作物等)については、各都 道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとされました。

ついては、飼料作物等の基準単収について、以下のとおり設定しましたのでお知らせします。

1 基準単収を設定する品目

牧草、青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、WCS用稲

2 品目ごとの設定の考え方

(1) 牧草、青刈りとうもろこし

県が保有している収量データ(以下、「県収量データ」とする)がないため、H29~R5の国の農林水産統計収量データ(以下、「全国統計データ」とする。)のうち、気候風土の似ている関東近県の7中5平均を算出し、水田での湿害等による減収を勘案。

(2) 子実用とうもろこし

全国統計データはなし。水田農業高収益化推進計画で、位置付けられている産地における収量の加重平均値により算出。

(3) WCS用稲

全国統計データはなし。県収量データの7中5平均により設定。

3 品目ごとの基準単収について

品目	牧草	青刈りとうもろこし	子実用とうもろこし	WCS用稲
設定根拠	H29~R5 作物統計調査 (近県7中5平均) ※水田での減収を勘案	H29~R5 作物統計調査 (近県7中5平均) ※水田での減収を勘案	水田農業高収益化推進計画	県収量データ 7 中 5 平均
基準単収 (kg/10a)	2,893 (生草重)	3, 340 (生草重)	3 8 2 ※水分率 1 5 %	2,390 (生草重)

※地域独自の作付体系がある場合は、合理的な説明ができるよう整理した 上で、地域再生協等で別途基準単収や平均単収を設定してください。

飼料作物等の収量確認方法の例

令和6年9月19日 埼玉県農業再生協議会

本紙に示す品目ごとの収量確認方法は一例であり、これに限るものではない。 ※地域の作付体系等により、本紙の方法が当てはまらない場合は、地協独自の 確認方法を設けることも可能。

牧草、WCS用稲、青刈りとうもろこしの収量確認の例

- 1 出荷・販売をしている場合
 - ①出荷伝票等の重量により10aあたりの収量(生草重)を確認。なお、水田と畑に作付けしている場合は、交付対象水田の収量が分かるように整理。
 - ②予乾*体系サイレージ等で収量が基準単収より明らかに少ない場合、水分減少の影響が考えられるので、事前に(出荷前に)別記を参考に水分を測定。
 - ※予乾…牧草のサイレージ調製の際に、あらかじめ水分含量を 60~70% 程度に調整すること。
 - ③ ②の水分含有率を日本標準飼料成分表の標準水分含有率に補正。 (別記参照)
 - ④ ③を10aあたりの収量(生草重)とし、基準単収と比較。

【出荷伝票等に重量の記載がない場合】

- ① 1ロールの重量を確認。なお、水田と畑に作付けている場合は、交付対象水田の収量がわかるように整理。
- ② 予乾体系サイレージ等で、10a あたりのロール数から推定した収量が、 基準単収より明らかに少ない場合、水分減少の影響が考えられるので、 事前に(出荷前に)別記を参考に水分を測定。

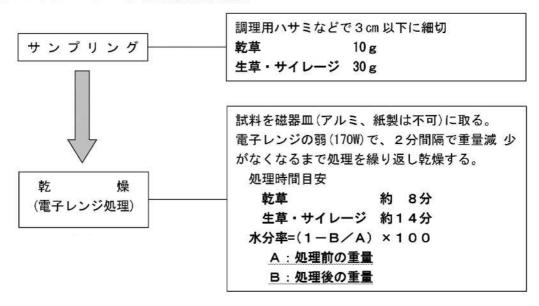
以降は1の③、④と同じ

- ※なお、1ロールの重量の確認はロールする機械の機種、栽培する草種、収穫時期等を変更しなければ、大きな変化はないため毎年行う必要はない。
- 2 自らの畜産経営の用に供する場合
 - ①自家加工販売(飼料作物の自家利用)記録により10aあたりの収量を確認。
 - ②自家加工販売記録の収量が基準単収より明らかに少ない場合、水分減少の 影響が考えられるので、事前に(出荷前に)別記を参考に水分を測定。 以降は1の③、④と同じ
- 3 収量が明らかに少ない理由が災害の場合 根拠資料(ほ場写真や作業日誌、需要先との契約書等)により、災害によっ て収量が低下したことを確認。

別記 水分測定方法の例

1 簡易水分測定法:飼料作物栽培基準から抜粋

電子レンジとコーヒーミルを使用した調製法



- 2 サイレージ水分計(簡易水分計)を利用する
- ※ 日本標準飼料成分表の標準水分含有率に補正する計算例
 - ① ロールベールの重量310kg
 - ② ロールベール又はサンプルの水分保有率が63%
 - ③ 上記サンプルを水分 70%に補正 310×(1-0.63)=114.7kg・・・乾物重 乾物重÷(1-0.7)=382.3kg・・・補正した生草重

飼料作物等の基準単収の設定に係る背景等について

令和6年6月20日 生產振興課主穀担当

1 基準単収設定の背景

水田活用の直接支払交付金について、会計検査院により令和5年度に検 査が実施され、令和5年10月23日に以下の処置要求が発出・公表された。

「飼料作物、WCS 用稲等の対象作物について、協議会等における基準単収 や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるよう にすること」

会計検査院からの改善の処置要求を踏まえ、農水省は以下の対応方針を示した。

「飼料作物、WCS 用稲等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し」

2 経営所得安定対策等実施要綱の改正内容(2の1の(9)の④)

1の農水省の対応方針に沿って、令和6年4月1日付けで国の経営所得 安定対策等実施要綱の一部が以下のとおり改正された。

「飼料作物及び WCS 用稲にあっては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとし、それらと比較して<u>明らかに収量が低いと判断する場合</u>には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはならない」

3 令和6年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント 明らかに収量が低いとの判断は、基準単収や平均単収の2分の1が目安

4 基準単収の設定方法

国が基準単収の設定にあたり以下のとおり、①~③の設定方法(令和6年産水田活用関連予算に係るQ&A5-5から要約)を示した。

- ① 農林水産統計等により収量が把握可能なものについては、7年中庸5年平均を用いて基準単収を設定
- ② 近隣の都道府県協議会等における基準単収や平均単収の準用
- ③ 各都道府県協議会等の管内において得られた収量の3年平均を用いて平均単収を設定
 - → 国の農林水産統計の収量データが本県分は未整備。また、近隣の都 道府県協議会も現時点で未設定。そのため、県が保有しているデー タを精査し、基準単収の設定に活用。

5 基準単収を設定する品目

牧草、青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、WCS用稲